

○農林水産省令第九号

統計法（平成十九年法律第五十三号）の施行に伴い、統計法の施行に伴う農林水産省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

平成二十一年三月十八日

統計法の施行に伴う農林水産省関係省令の整備に関する省令

農林水産大臣 石破 茂

（植物防疫法施行規則の一部改正）

第三条 植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

第六十一条第一項中「統計法（昭和二十二年法律第十八号）第二条の規定に基づく指定統計第二十六号」を「農林業センサス規則（昭和四十四年農林省令第三十九号）第一条の調査」に改め、同条第二項中「指定統計」を「調査」に改め、同条第三項中「指定統計に係る」を削る。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、統計法の施行の日(平成二十一年四月一日)から施行する。

(昭和五十一年果樹基本統計調査規則の廃止に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による廃止前の昭和五十一年果樹基本統計調査規則第十七条の規定による結果表等の保存については、なお従前の例による。